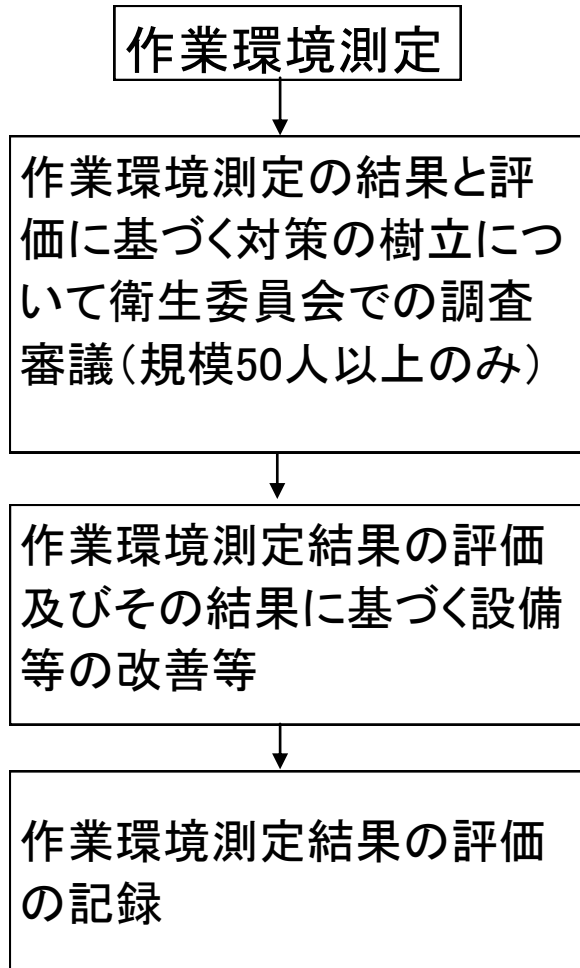


作業環境測定の結果の取扱いについて

参考7-7(再配布)

現行



課題

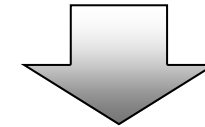
全ての労働者が、自らの作業環境を知りたいと思っても、容易に確認できる仕組みになっていない。

(衛生委員会の設置義務のない小規模事業場においては、知る機会が与えられていない)

このため、自らの作業環境の状況を知らないまま健康障害を受けるおそれがある。

見直しの方向性

作業環境測定の結果の労働者への周知が必要ではないか



- ・事業者による作業環境の改善の活発化
- ・労働者による保護具着用等の作業規程の遵守等の効果が期待できる